

瀬戸内トラストニュース

第77号 2022年6月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 Tel.&fax 086-243-2927

4月3日 環瀬戸オンライン講座を開催 瀬戸内海は本当に **きれい** になったのか？ 改正瀬戸内法を問う

コロナ禍終息が見えないなか、4月3日、ZOOMを利用しオンライン講座を開催しました。環瀬戸内海会議としては、会員・ニュース購読者に広く参加を呼び掛けた初の試みでした。20余名が参加し、この4月1日に施行された「改正瀬戸内法」の問題点について議論しました。

4.3 環瀬戸内海会議オンライン講座の発題（2～5頁に掲載）は、以下の4バージョンに分け、Youtubeにアップしています。環瀬戸内海会議HP（12頁に記載）



にURLを掲載していますので、HPからぜひご覧になって下さい。

瀬戸内海の環境を守るために、ともに考え議論をさらに重ねていきましょう。

- 1 <https://www.youtube.com/watch?v=4nHd3V07Dn0>
- 2 <https://www.youtube.com/watch?v=tSGvleI5mT4>
- 3 <https://www.youtube.com/watch?v=VE9onRM3ddo>
- 4 <https://www.youtube.com/watch?v=v8o-2f8Sf18>

第33回総会は**今治市波方**で、**三年ぶりリアル**開催します。(詳細12頁)

目次

4.3オンライン講座から-1	瀬戸内法改正 環瀬戸 32年の取り組み	阿部悦子	2～3
-2	瀬戸内海の現状と法改正の内容	末田一秀	4
-3	「生物多様性」確保のためになすべきこと	湯浅一郎	5
	22.04.04 付 中国新聞「改正瀬戸内法」テーマに講座		6
	22.04.15 号 週刊金曜日 改正瀬戸内法を問うオンライン講座を開催		7
《愛媛県》	今治市波方町の土砂処分場計画で愛媛県知事に公開質問状		8
	22.05.14 愛媛新聞「今治・波方土砂処分場計画根強い不安 反対運動広がる」		9
《岡山県》	玉島ハーバーアイランド沖の干潟造成計画	西井弥生	10
	今年も海岸生物調査にご協力を！		11
いんふおめーしょん	環瀬戸第33回総会IN今治市波方開催のご案内		12



瀬戸内法改正 環瀬戸32年の取り組み

環瀬戸内海会議共同代表 阿部悦子



環瀬戸内海会議は1990年、「リゾート法」(1987年成立)による瀬戸内一円の「ゴルフ場計画ラッシュ」に歯止めをかけようと瀬戸内の住民グループによって設立されました。立木トラスト運動の展開で、5年後には24か所のゴルフ場計画を中止に追い込み、パブルの崩壊もありリゾート計画は下火になりました。

◆ 瀬戸内法改正プロジェクト発足

ゴルフ場阻止という当初の目的は達したとはいえ「瀬戸内海を毒ツボにするな!」の合言葉通り、病んでいる瀬戸内海を憂い、運動を続けようという機運があって、今日まで32年間活動してきました。各地の住民から悲鳴のように上がる自然海岸の喪失や海の異変などの原因は1960年代の工業開発にあり、その対策として1973年に成立した瀬戸内法にも問題があるのではないかと気づき、1996年、「瀬戸内法改正プロジェクト」を発足させました。

2年後の1998年には「住民の見た瀬戸内海」を刊行。「瀕死」の瀬戸内海を報告する10府県、35本のレポートが集まりました。多くの人が、「アサリを掘る風景が見られなくなった」「海の生物の種類が激減した」「カブトガニやスナメリクジラが見つからない」「カキやアコヤガイ養殖の被害が多発」などを指摘しました。私の地元愛媛では白砂青松の長浜、織田が浜が埋立てられました。これらの住民同士の交流と情報の共有がその後の瀬戸内法改正運動への原動力となりました。

◆ 「住民が見た瀬戸内海」刊行

2年後の2000年に刊行した「住民が見た瀬戸内海」(技術と人間)は、瀬戸内法の問題点を洗い出して、改正に向けた具体的な指針を探りました。豊島の産廃埋立てや神戸空港の埋立て、30年に渡って呉の海岸で生物調査を続ける顧問の藤岡義隆のレポート等も掲載され、播磨灘を守る会の青木敬介は、「未利用の埋立て地」を利用した磯浜復元を提言しています。また湯浅一郎による瀬戸内法の問題点、特に生物多

様性の喪失や生態系構造の変遷を指摘するレポートは、現在行われるべき議論にそのまま通じています。

◆ 瀬戸内海沿岸の海岸生物調査

さらに当会は翌2001年から海岸生物調査を始め、現在まで続いています。海の生き物が人間社会の在り方を問うていると考えてのことです。

2003年には「瀬戸内法改正試案」を作り、署名運動をスタートさせ、パンフレット「取り戻そう青い海、緑の島々改正しよう瀬戸内法」と、冊子「今なぜ瀬戸内法改正か」を発行しました。ここで初めて「播磨灘を守る会」の青木敬介らが主張していた「磯浜復元」を、環瀬戸として広く提案しました。「磯浜復元」の考え方は、1986年に「播磨灘を守る会」15周年フォーラムで漁師から出たものでしたが、その発想をイメージ図を交えて発表し、一貫して環境省にも訴えてきましたが、昨年6月の法改正時に、付帯決議としてこの「磯浜復元」が盛り込まれたのです。実に20年の歳月です。

◆ 瀬戸内法改正署名

改正署名運動は、2003年に開始、10万筆余りの署名提出までに11年の歳月がかかりました。署名の柱は3本です。埋立ての全面禁止、瀬戸内海とその水系における産業廃棄物の持ち込み禁止、海砂採取の全県での禁止です。そのうち、海砂採取は広島県はじめ各地の運動もあって2006年には瀬戸内全県での禁止を勝ち取りました。

◆ 瀬戸内法改正署名提出

署名提出は、2014年ですが、提出準備をしているさなか、2013年に兵庫県を中心とする瀬戸内府県漁連10団体が、ノリの色落ち問題を訴えて国に要望書を提出。これが今日まで続く貧栄養、栄養塩類管理の議論の発端でした。これを受け自公議員が作った議員立法案では、人工の藻場干潟造成や、埋め戻し材に問題の鉄鋼スラグ使用など、看過できない内容も含まれ、一方で生物多様性に富んだ浅海域を消失させ、

「貧酸素水塊」をもたらした、これまでの埋立てや工業開発の問題への発想は欠けたままでした。この案は、国会解散もあり廃案になりました。

その後、超党派の「瀬戸内法改正議員連盟」が生まれたのです。これを受け私たちは、熱心に国会議員会館でロビー活動を続けました。

◆ 2015年「瀬戸内法」改正

2015年に、一回目の改正案が成立しました。その内容は私たちが訴えてきた埋立てと廃棄物の問題には切り込まないままでしたが、野党議員の健闘もあり、付帯決議に私たちが主張してきた「生物多様性」「埋立て未利用地」の問題が盛り込まれ、今に議論が続く「湾灘協議会の設立」も謳われました。

◆ 改正法見直し・第二次改正へ

そして、昨 2021 年、第 2 回目の改正です。まず 2020 年 3 月、「中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会」が答申を取りまとめました。その後再び審議が始まりましたが、報告書の了解までの経過は、かなり拙速に行われた感があります。小委員会は、8月に議論が始まり、十分な議論が行われないまま 12 月には委員の了承を取り付けています。しかも審議が開かれる前の 10 月に、時事通信のすっぱ抜きで、環境省の狙いを「瀬戸内海『きれい過ぎ』是正 水域設け対策、漁業影響防ぐ 法改正へ」と題する記事が掲載されるという経緯もありました。審議される前に記事になったのですから。

委員会の「了承」を経て「意見具申案」がパブコメにかけられましたが、その期間が 12 月 25 日から 1 月 8 日までのわずか 2 週間、しかも年末年始であったことに問題はなかったのでしょうか。パブコメは計 75 件出され、環瀬戸も 7 項目の意見を出しましたが、2 項目には委員会の考え方が示されませんでした。

2 月 26 日に法案は閣議決定され、参議院先議となり、法案の趣旨説明が行われたのは 4 月 6 日。湯浅一郎共同代表が、参院環境委員会所属の徳永エリ議員に質問案を示してレクチャーを行い、付帯決議の素案も提案しました。

これを受けて 4 月 8 日の委員会で徳永議員は、

① 「2015 年に基本理念に導入された「生物多様性の確保」という課題に対し、この 5 年間どのよう

な対応方策を実施してきたのか。

② ノリの色落ちは栄養塩類の不足だけではなく、海水温の上昇や埋立てによる藻場の消失など複合的な要因ではないか？

③ 栄養塩を増やした時、大型珪藻類が増殖してしまう現象を抑えられる見込みはあるのか？

等の質問をしてくれ、当会の名前を挙げて「50 年に及ぶ生物の定点調査のデータを持つ環瀬戸内海会議と意見交換をしたらどうか」とも発言されました。

◆ 2021 年改正瀬戸内法・付帯決議

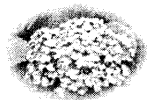
結局、法案はこの日の審議をもって可決されましたが、環瀬戸が提案した二点が付帯決議に入れられました。その一つが、20 年間言い続けてきた「埋立て未利用地の利用」と「自然の力を活かした磯浜復元」です。もう一点は、提案した「生物多様性についてポスト愛知目標の策定作業や日本における次期生物多様性国家戦略の策定作業との関連性を念頭に置く」という文言がそのまま採用されました。

次に衆院審議に向けて、前もって立憲民主党に参院審議を踏まえた文書を送り、4 月 21 日には、私たち共同代表が環境委員会の二人の議員に面会し、湯浅共同代表がレクチャーを行いました。6 月 3 日には衆院も通過し成立。9 日に公布されました。そして今年 4 月 1 日に改正瀬戸内法が施行されました。

◆ 残された今後の課題

改正案審議の過程で明らかになったのは、1960 年代初めからの高度経済成長以降の約 60 年間に瀬戸内海でこの国は何を行って来たのか、「陸の欲望を満たす経済と開発優先主義ではなかったか」という視点での振り返りと反省がないままに、表面的な改正に終始してしまったことではないのか、さらに地域住民の声を反映させるための「湾灘協議会」が、県境を越えない各県単独で、しかも未だ「5 県 7 協議会」のままであることの問題も残っています。

瀬戸内法制定から 50 年の来年、環瀬戸は 33 周年を迎えます。今後も瀬戸内住民と共にこの海を見て声を上げ続け、生物調査も続けていきたい。瀬戸内法改正署名で呼びかけたように、「子どもが海で泳ぐ風景を、貝を掘る人々のいた風景を取り戻したい」と思っています。



瀬戸内海の現状と法改正の内容 栄養塩管理の場「湾灘協議会」について

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

4月3日に開催したオンライン講座では、冒頭、「瀬戸内海の現状と瀬戸内法改正の内容」と題して、講座全体のガイダンスにあたる話をさせていただきました。

◆ 瀬戸内海的环境保全の取り組み経過

高度経済成長時代、瀬戸内海には産業排水や生活排水が大量に流れ込み、水質汚染が深刻化するとともに、埋め立てが急速に進行。魚介類の育成の場となる干潟や藻場が喪失しました。また、養殖ハマチが大量に死亡するなど、赤潮による被害が続出しました。

そのため、1973年に瀬戸内海環境保全臨時措置法がつけられ、1978年に特別措置法に改正されました。同法によりCODの総量削減が行われるとともに、窒素・リンについても削減指導が行われ、沿岸流域の発生負荷量は着実に減少しました。しかし、最も汚濁の進んだ大阪湾北部の水質が変動しながらも若干改善はしたものの、瀬戸内海全体のCOD濃度は微増という経過をたどりまし。窒素・リンの濃度も大阪湾北部では改善、瀬戸内海全体では横ばいといったところです。赤潮や貧酸素水塊の発生もなくなったわけではありません。しかし、漁獲量は減少し、生物多様性も下がりました。

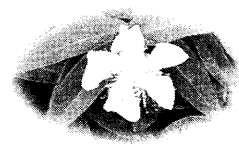
そこで、2015年の瀬戸内法改正では、従来の規制だけでなく、瀬戸内海を豊かな海とするために藻場干潟の保全再生や創出の措置を講じることが盛り込まれ、湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて取り組むことが打ち出されました。また、附則で「施行後5年を目途として栄養塩管理の在り方などについて検討を行う」とされていたことから、中央環境審議会の瀬戸内海環境保全小委員会

で議論が行われ、その答申を受けて昨年再び瀬戸内法は改正されました。府県知事が策定する栄養塩類管理計画に基づき特定の海域に栄養塩類の供給を行うというものです。窒素やリンといった栄養塩類を削減しすぎて海がきれいになりすぎた結果、養殖ノリが色落ちし、漁獲量が減少したという声に押された結果です。

本当にきれいになりすぎたのでしょうか。私は、オンライン講座当日、場所や季節によって違うので一概に言えないと話しました。

◆ 法改正の課題

湾灘ごとにきめ細やかな管理が必要であるという方向性は理解できます。栄養塩類管理計画では、栄養塩類の供給方法とともに、水質の目標値を書かなければなりません。つまり湾灘ごとのあるべき姿を決める必要があるということです。ノリの養殖に重きを置くのか、違う魚種を大切にするのか、漁業者だけでなく沿岸住民の意見はどうするのか、これまで排水処理に費用を支出してきた工場関係者の意見は？ 判断基準を何にするかで目標水質が変わる可能性があります。その際に、2015年の法改正で導入された湾灘協議会の意見を聞くべきと環瀬戸では提言しましたが、法改正前のパブコメでは見解は示されませんでした。関係者の協議、合意を得るために湾灘協議会の拡充が必要です。衆議院での付帯決議では「湾・灘協議会のあり方の検討を行うこと」とされています。





「生物多様性の確保」のためになすべきこと

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎

21年4月の瀬戸内法改正には、理念としての「生物多様性の確保」に関する根本策はほとんど検討されていない。そこで、『生物多様性の確保』のためになすべきこと」と題して問題提起した。

◆ 生物多様性の変遷と現状

生物多様性の変遷をみておく必要があるので元環瀬戸顧問である故藤岡義隆さんの1960年からの呉市での「海岸生物種数の経年変動」を見た。1960年代後半から10年間で海岸生物の種数が激減し、1990年代初めまで減少が続いた。カブトガニは干潟消滅などで生きる場が亡くなり急減した。スナメリクジラも海砂採取で生きる場を失い、現在は島嶼部を中心に小規模な生息地が点在しているだけである。この惨状を1960年代半ば以前に戻すことは不可能という前提で対応策につき議論した。

◆ 付帯決議6を活かして、

生物多様性の維持をめざそう

ポスト愛知目標の策定作業などとの関連性を念頭に置くとする付帯決議6に依拠して、生物多様性の保持と回復に関する国際的取り組みを紹介した。2022年開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で合意される「ポスト愛知目標」は「これまでどうりでない」、「あらゆるセクターでの社会変革を目指す」とされ、目標3で「すべての陸域、海域の30%を保護区にする」と見込まれる。2016年4月、環境省は、海洋保護区選定の基礎資料として「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として沿岸域270海域を抽出している。そのうち69か所は瀬戸内海にある。

◆ 生物多様性の確保のために

なすべき2つのこと

第1に残された生息地を壊さないというモラトリアムをするべきである。その観点からは、例えば未だに上関原発予定地となったままの上関町長島の田ノ

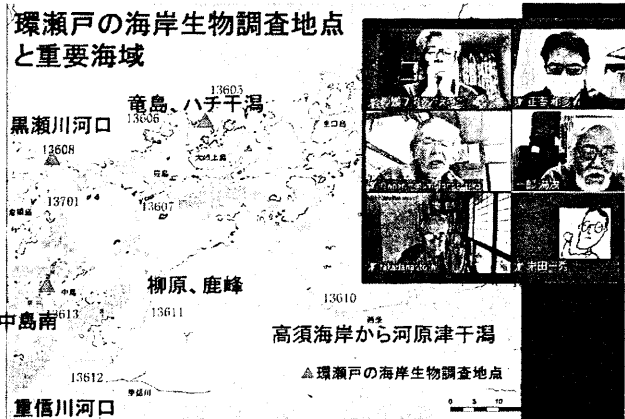
浦海岸は絶対に手をつけてはならない。第2に少しでも生息地を回復させるべく、自然の力を活かした「磯浜復元」を提案した。付帯決議2「未利用埋め立て地等を利用し、自然の力を活かした磯浜の復元に努めること」とある。これは、故青木敬介氏ら播磨灘を守る会が長年主張してきた構想である。豊島の不法投棄現場の自然海岸化も地元住民と香川県が協議を始めている。

◆ 食物連鎖構造の変化への対応

生物多様性が危機に陥っている背景には生態系の乱れや食物連鎖の異変があると指摘して、いくつか具体例を示した。近年、秋から冬にかけて大阪湾や播磨灘ではタラシオシーラという大型珪藻類が大量発生する。これは動物プランクトンの餌にならないため、栄養塩が食物連鎖構造の上部に移行しない。栄養塩を増加させても、それが動物プランクトンに行き、イカナゴ等水産生物の餌となる保証はどこにもない。冬の最低水温が10度Cを切らないことで、越冬する成体が増え、バランスの変化が起きている。例えばクラゲが越冬し、クラゲの異常増殖につながり、クラゲが動物プランクトンを接餌することで、イカナゴなどに摂餌される動物プランクトンが減っているのではないか。この結果、栄養塩を増やせばイカナゴが回復する単純な図式では対応できない深刻な事態に直面している。

半世紀を超えた破壊の累積が、食物連鎖構造や生態系バランスを壊してしまった可能性が高い。自然は縫い目のない織物=シームレスである。どこか壊せば、思わぬところに波及する。まずは事態の深刻さを認識するところから始めるしかない。時間をかけて、何もしないで見ていくという自然に任せるという考え方が、今、求められている。その際、磯浜復元や生物多様性に関する「ポスト愛知目標」に触れた付帯決議を活かすことが肝要であろう。

里海の水産資源どう回復 改正瀬戸内法テーマに講座



改正瀬戸内法施行の経緯や課題を話し合ったオンライン講座

瀬戸内海の環境保全を考
える講座が3日、オンライ
ン形式であった。改正瀬戸
内海環境保全特別措置法
(瀬戸内法)の1日施行に
合わせ、市民団体「環瀬戸
内海会議」(岡山市北区)
が企画。身近な「里海」の

水産資源の回復を図る方策
を話し合った。
改正法は、プランクトン
の養分となる窒素やリンな
どの栄養塩類について、濃
度を人為的に高めて水産資
源を確保する手法を認め
た。これまでは水質改善の

ため排出を抑えてきたが、
漁獲量の低迷などを受け転
換した。

講座では、同会議の末田
一秀副代表が法改正の経緯
と課題を説明。沿岸の府県
が海域ごとに管理計画を作
り、排水中の栄養塩類の濃
度を適切に管理する新たな
制度について「従来の規制
で海がきれいになり過ぎた
か」という答えが難しい。
場所や季節で異なるため、
湾や灘ごとにきめ細かい管
理が必要だ」と指摘した。
同会議のメンバーたち約
20人が参加した。松本宣崇
事務局長(74)は「この会議
から国会議員に政策提言
し、法改正で一定の役割を
果たせた。今後も市民で連
携したい」と話した。
(和多正憲)



中 國 農 林 漁 業 局

(19) 地 域

2022年(令和4年)4月4日

2022. 4. 4 中國 19 面 地域 (広島都市圏) 版 改正瀬戸内法テーマに講座



《講座に参加された方々から》

- 22.4.3 向井宏さん：Zoom の講座では、パソコンにマイクがついてなくて、十分な意見が言えず、申し訳ありませんでした。▼瀬戸内法は本当に問題だらけですね。再々改正が必要ですね。青木さんの磯浜復元が瀬戸内海で実際に行われるような法改正を望みます。▼環境省の重要海域は、私が選定委員になりました。全体的にはコンピュータで複雑な計算をして選びますが、上関あたりはコンピュータの計算では重要海域に入っていませんでしたが、私が意見を出してなんとか入れさせました。そのときに、ものを言ったのが、上関の自然を守る会を中心に日本生態学会や日本ベントス学会の研究者を交えて行った生物調査の報告書です。このようなデータがあると本当に役に立ちます。▼環瀬戸でも、生物調査を長年続けているのは大事です。ただ、今のやり方では生物多様性を評価できないのではないかと思います。生物多様性を評価するような研究者を巻き込んだ特定の場所の調査を、環瀬戸が主導してやってはどうでしょうか。
- 22.4.3 西井弥生さん：本日はありがとうございました、お世話になりました。▼とても希望をいただける集まりで、また頑張ろうと思えました。また、▼よければ会員になりたいと思います。それと、「なぜ今瀬戸内法改正か」は購入が可能でしょうか。もし可能でしたら購入したいです。(次頁に続く)

改正瀬戸内法を問うオンライン講座を市民団体が開催 海はきれいになりすぎたのか？

改正された「瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）」が4月1日に施行された。瀬戸内海では近年、工場排水などの水質規制により海中の窒素やリンなどの栄養塩類が不足し、そのため漁獲量が減少しているとされる。それに対応すべく、下水処理場などから放出する栄養塩類を増やすことで海水の栄養塩類を管理する制度を導入した改正法が昨年6月に国会で可決・成立していた。



「改正瀬戸内法」への疑問を語る末田一秀さん(左)と湯浅一郎さん。(オンライン講座画面より)

だが、漁獲量減の要因は栄養塩類不足だけなのか。そうした問題意識のもと、同海沿岸約15の自然保護団体によるネットワーク「環瀬戸内海会議」が4月3日、オンライン講座「瀬戸内海は本当にきれいになったのか？」を主催した。

改正瀬戸内法を問う」を開催した。講座では、最初に同会議副代表の末田一秀さんが講演。まず現状について次のように報告した。瀬戸内海は1960年代の高度成長期に沿岸部の埋め立てによる干潟や藻場の消滅、工業地の集積による工場排水や家庭汚水の流入増などで水質が急激に悪化。窒素やリンなどの栄養塩類の増加による赤潮の発生が相次いだ。このため73年に「瀬戸内海環境保全臨時措置法」、78年に瀬戸内法が制定され、有機汚濁物指標の化学的酸素要求量(COD)による総量規制、窒素やリンなど指定物質の削減などの排水規制が導入された。

この結果、同海全体ではCOD濃度は横ばいで水質が改善されたとはいえないものの、供給量では窒素が約8割に減少、リンも半減するなど貧栄養化が進んだ。一方、漁獲量は80年代半ばから急激に減り、90年代後半には養殖ノリの色落ちやイカナゴの漁獲量減などの漁業被害が深刻化した。瀬戸内法は2015年の改正で規制だけではなく、「豊かな海」に

するために藻場や干潟を保全する、生物多様性を確保するなどの理念が盛り込まれた。一方、附則に「施行後5年を目途として栄養塩類の管理の在り方について検討」と書き加えられた。

この附則を受けて昨年成立した改正瀬戸内法に「栄養塩類管理制」が導入された。これによって沿岸の府県知事は対象海域を指定して水質の目標値や測定方法などの計画を策定し、下水処理場などから基準の範囲内で栄養塩類を放出して海水の濃度管理を図ることになった。

「自然を管理」への懐疑

では瀬戸内海は本当に「きれいになりすぎた」のか。末田さんは講演で「海域によって汚濁濃度が違うし、季節によって変動があるので簡単には言えない」とし、改正法について「湾や灘ごとにと違う環境像を描くのか、漁民や市民など関係者の立場が違う中でのようにして合意を得るのか、課題は多い」と指摘した。同会議共同代表の湯浅一郎さんは、広島県呉市周辺で海岸生物の

種類数が60年代後半からの10年間で激減したことや、希少生物のカブトガニやスナメリクジラが干潟消滅や海砂採取などの影響で皆無に近い状況になっている実態を紹介。こうした背景に生態系の乱れや食物連鎖の異変があると指摘した。たとえば近年、大阪湾や播磨灘で秋から冬にかけて大量発生する大型珪藻類のクラシオシーラは、栄養塩類を奪ったため養殖ノリの色落ちが発生するといわれるほか、動物プランクトンの餌にならないために、食物連鎖へとながらないという。

もう一つの要因として地球温暖化により海水の最低水温が10度を切らなくなったこともある。養殖ノリの色落ちの要因となるほか、以前は冬を越せなかったクラゲが越冬することで異常繁殖し、動物性プランクトンを大量に摂食するため、イカナゴなどの生育に影響を与えることもありうるという。「長年にわたる開発によって食物連鎖が断たれたことで壊れた生態系のバランスを回復させるためには、何もせずに時間をかけて自然に任せるしかない」と湯浅さんは述べ、自然を管理することに懐疑的だ。その対案として、自然の力を活かした「磯浜復元」を提案した。

週刊金曜日 2022.4.15 (1373号)

2022.4.15号 週刊金曜日 (1373号) きんようアンテナ

(前頁より続く)

- 22.4.3 上里恵子さん：本日はオンライン講座を開催していただきありがとうございました。▼大変有意義で、これまでの長年の忍耐強い皆様のご苦労が伝わりました。
- 22.4.18 秋田和美さん：(YouTubeにアップされた動画をご覧になって)貴重な講座の記録をありがとうございます！▼何回も何回も見ても飽きず為になることばかりです。▼今後ともどうぞよろしく願いいたします。



今治・波方町の残土処分場計画で 「波方地域の環境を守る会」 立ち上げ 愛媛県知事 に 公開質問状

5月20日、愛媛県知事あて公開質問状提出には、住民34名がマイクロバスを仕立てて愛媛県庁を訪問しました、提出には県議2名、元県議1名（阿部悦子）、今治市議1名が同行しました。

以下、「波方地域の環境を守る会」が提出した公開質問状を掲載します。

公開質問状

令和4年5月20日

波方地域の環境を守る会 代表 吉田和幸

愛媛県知事 中村時広様

今治市波方町西浦地区で市内の企業が進める土砂処分場計画を巡り、地域では自然環境と住環境の大問題であるとの認識から大きな不安が広がっています。知事におかれましても、先般私どもが提出した反対署名を確認済みのことと存じます。

県は令和元年6月に、当事業者に対して、「不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当するおそれがあることから「産業廃棄物収集運搬業の許可を保留にする」と決裁されています。さらに事業者は、産業廃棄物の野積みを昨秋一度は撤去したものの、現在までに同現場へ新たな廃棄物を野積みしました。これらの件で知事のお考えを伺いたく、以下公開にて質問いたします。

- 1、令和元年6月県は、欠格事項「不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当するおそれがあることを理由に、産廃の許可更新を保留した後に解除したのは、野積みされた廃棄物が撤去されたからと解してよいか。
- 2、現在再び野積みされており、欠格要件に該当すると考えられるがいかかか。
- 3、仮に直ちに欠格要件に該当すると判断できないのであれば、少なくとも現状は令和元年6月当時と同様の「不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当するおそれがある状態と考えるがいかかか。
- 4、平成31年4月26日の現場確認記録では「ここ数年は元請け工事の受注はない」と記されている。それにも関わらず、令和2年6月26日受付処理簿、同年11月24日受付処理簿には「保管されている廃棄物は自社廃棄物であると言質をとった」と記載され、業者に甘い対応しかとっていない。「言質」ではなく、なぜ工事契約書やマニフェストにより他社の廃棄物であることを確認しないのか。
- 5、昨秋以降に再び野積みされていることをいつ知ったのか。新たに野積みされた廃棄物について、工事契約書やマニフェストを確認して、発生工事現場や元請業者を特定したのか。
- 6、野積み行為が繰り返されている現状を考えると、行政指導ではなく撤去命令が必要なのではないのか。
- 7、事業者が、申請地付近の国立公園内や私有地の樹木を無許可で伐採し、不法投棄の恐れがある行為をしています。これに対して県はどのように対処しているか。

以上

今治・波方土砂処分場計画

根強い不安 反対広がる

今治市波方町西浦地区で市内の企業が進める土砂処分場計画を巡り、住民の反対運動が広がっている。土砂崩落の懸念や運搬車両が通学路を通行するのではないといった不安は、住民説明会が開かれた西浦地区だけでなく隣の波方地区でも根強く、地域への説明が限定的で不十分との声も上がっている。

解くえひめ 追う

▼周知が目的 県土砂条例では、3千平方

同社が2021年9月に西浦地区の住民に配布した資料などによると、処分場に搬入されるのは工事の建設残土や災害で発生した土砂で、埋め立て面積約3万4350平方メートル、容量約54万5650立方メートル。搬入期間は約20年。トラックで1日30～50台を見込む。県の許可が必要で、計画地には50代男性は「事業計画を知った当初は分からないことが多かった。計画への危機感があったが、（許可申請に向けて）どんどん話が進んでいったように感じた」と振り返る。

地域説明不十分の声も

方以上の土砂埋め立て（特定事業）をする場合、事業者は許可申請前に住民説明会を開くことを定めている。県東予地方局今治支局環境保全課によると、地域住民の同意は許可要件になく、説明会はあくまでも周知が目的。説明会の対象範囲は「特定事業場（処分場）の設置場所が所在する地区の自治会などを最小限度」としている。

愛媛新聞の情報公開請求に県が開示した申請書類によると、同社は西浦地区（4月末現在、102世帯207人）でのみ説明会を実施。21年6月には地区総代ら9人が出席し、同年9月の説明会には35人が集まった。今治支局環境保全課は取材に対し、西浦地区の説明会は「地区代表者から順を追って説明範囲を広げ、適切になされてきた」とみており、西浦地区以外での説明会の要否は最終的に事業者の判断に委ねるとしている。



土砂処分場計画に反対する住民が立ち上げた「波方地域の環境を守る会」＝3月27日、今治市波方町波方

け出のない搬入といった不適正な事業が県内で発生していたことが背景にある。

▼毅然対応を

環境問題に取り組む市民団体「環境戸内海会議」の副代表を務め、元大阪府職員で産廃行政を担当していた末田一秀さん(64)は、処分場が社会に必要な施設と位置付けられた上で「違反を繰り返すなど一部の業者の行動で業界全体が嫌われてしまつので、健全な状態になつてほしい」と話し、指導監督する行政に対し「届け出制であろうが許可制であろうが、毅然（きぜん）と対応できるかどうかが問われる」とくぎを刺す。

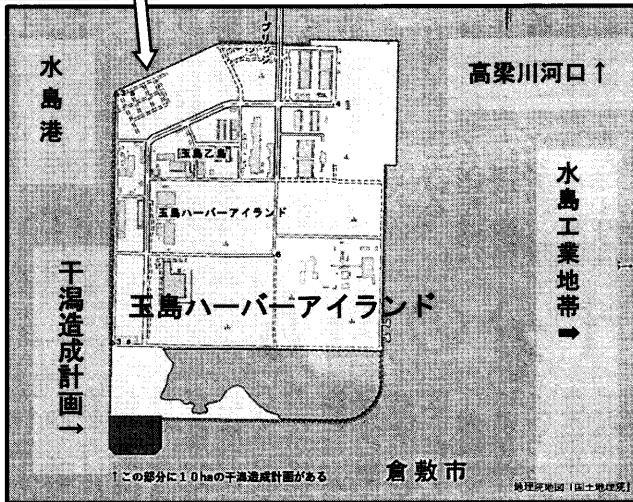
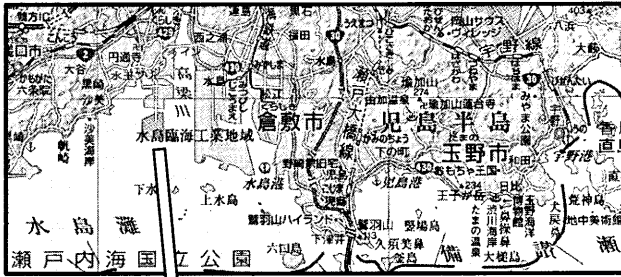
計画は13日時点で県が審査中だ。同社は愛媛新聞の取材に対し「話すことはない」としている。地域住民の同意は不要とはいえず、条例改正の背景も踏まえれば、事業者や行政には説明を尽くし、住民の不安解消に真摯（しんし）に取り組む姿勢が求められそうだ。（土砂処分場取材班）

愛媛県で砥部町、久万高原町、そして今治市波方町と相次いでいる土砂（残土？）処分場計画。昨年、豪雨により静岡県熱海市で起きた残土処分場からの土砂流出が下流に激甚な被害をもたらしたことは記憶に新しい。行政が毅然と対応してきたのか。管理がずさんな業者の存在は静岡県だけの問題ではない。明確なそして強力な規制法規がない。本年度の第三十三回総会の開催地はまさにその渦中の一つ、今治市波方町です。



玉島ハーバーアイランド沖の干潟造成計画

たましま干潟と鳥の会代表 西井弥生



住民意見もアンケートにより聴取され、近隣の勇崎干潟をモデルと記載されている。

だが、ずっと以前から現地に立っている完成予想図にも、毎年更新される水島港計画平面図にも、その10haの干潟は描かれていない。当会が行った岡山県土木部港湾課・自然環境課へのヒアリングによると、「干潟造成計画は具体的に検討を始めるのが令和7(2025)年頃からとなるため提案があれば、その頃にして下さい、現在は具体的な計画はない」ということだった。また、備中県民局水島港湾事務所への数回にわたるヒアリングでは、計画は平面図通りであり、これ以外の計画はない、2006年当初と計画が変わったと言えば変わった、という話もあり、現状は漠然としている状況のようだ。

2011年、特定重要港湾から国際拠点港湾に変更され、また、国際バルク戦略港湾に選定された玉島ハーバーアイランド。岡山県土木部港湾課によると、玉島地区では1987年から航路浚渫土による185haの埋め立てが始まり、1997年には計画を改訂、面積を245haに増やした。その際、埋め立て地の愛称を「玉島ハーバーアイランド」とし、人々が憩い集える緑地を備えた港湾としての施設整備を現在も進めているようだ。

この埋め立て地の沖だし部分、46haの埋め立てについての環境影響評価が行われたのは今から16年前、2006年である。この時、環境省は環境大臣意見をまとめ、国土交通大臣に送付。その中に「本埋立計画の前面に予定されている干潟造成について、実施にあたっては、専門家の意見を聴取し、機能、構造等について十分な検討を行うこと」という要請があった。それを受けてか環境影響評価書の中には、西側沖に10haの干潟を造成する計画がかなり細かく盛り込まれている。干潟造成計画は、1億円の調査研究費をかけて周辺干潟の現地調査や現地培養実験を行っており、「水島港干潟整備計画検討委員会」が組織され、

夢洲やその他の地域の埋め立て地がそうであるように、玉島でも自然海岸や自然の干潟が少なくなり、行き場所を失った野鳥たちが、造成地にできた淡水の池や、浚渫土砂により一時的に干潟状になった埋め立て地に集まり越冬し、渡りの中継地としてその命を懸命につないでいる。

埋め立て地に飛来した国際希少野生動植物、コアジサシの保護を訴えた際によく出会う言葉で、「埋め立て地は野鳥のために作ったわけではないので」というのがある。これは確かにそうとも言える。だが、野生動植物からすると、では私たちの生息環境はどこに行ったの？と聞きたいだろう。彼らが言葉を発することができれば、口々にこういうことだろう。

「誰も埋め立て地を作ってくれなんて言っていない。もとの自分たちが利用していた干潟を返してくれ」

野鳥が飛来するという事は、彼らの餌となる底生生物が豊富にいて、その場所が豊かであるという証である。今こそ彼らからのメッセージを受け取り、手遅れになる前に干潟等生息環境の創出を行う時である。

今年もやいます 海岸生物調査 ぜひ、ご参加・ご協力を！



環瀬戸内海会議が、瀬戸内海沿岸の生物調査を開始して21年目になります。今年も瀬戸内海沿岸各地の海岸生物調査を実施したいと思います。

皆様に「足元の海」の生物調査の実施をお願いしたいと思います。ぜひご協力をお願いします。

故藤岡義隆さんは1960年代から半世紀にわたり、呉市周辺の海岸生物の種類数の経年変化を調査してきました。このような調査の公的報告は一つもなく藤岡さんの調査データは他に類のない貴重な資料で、環境省の環境政策立案の基礎資料となっています。私たち環瀬戸内海会議の最重要課題・生物調査の最重要地点として藤岡さんの調査を引き継いでいきたいと願っています。

また、私たちが今暮らす地域の「足元の海」の生

物調査の集積が海の環境を守り育み、環境毀損への警鐘になると確信しています。ぜひご理解頂き、ご参加・ご協力をお願いします。

調査を行っても、結果を整理し、記録していなくては、調査の意義は半減します。

海岸調査で、自然に触れ、遊んだり、新しい発見をしたり、カメノテなどを探したりして楽しむことも重要ですが、今年は、去年と比べて〇〇が減少したとか、〇〇が異常発生したとか・・・その時々々の状況を記録し、伝えていくことも重要です。

重複しても構いませんので、過去のデータをお持ちの方は送って下さるよう、お願いします。

これまで頂いたデータは、環瀬戸内海会議HPに掲載しています。

〔ホームページ公開アドレス〕

<http://www.setonaikai-japan.net/03seibutucyousa/cyousa-houkoku.html>

【生物調査記録送り先】

mail : kanseto-cyousa@setonaikai-japan.net

郵送 : 〒738-0054 広島県廿日市市阿品4丁目21-5

環瀬戸内海会議 海岸生物調査担当 坂井 章

調査結果 待ってます！

各地の海岸生物調査

◆ 7月13日(水)～15日(金) 呉市周辺

故藤岡氏の調査を引き継いで、

広西大川・長浜・戸浜で実施します

連絡・問合せ先：湯浅一郎 090-7126-1837

	調査地点	集合地点	集合時間	干潮時間
--	------	------	------	------

- | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|
| ・13日 | 広西大川 | 呉線阿賀駅 | 13:00 | 15:17 |
| ・14日 | 長浜 | 広駅 | 13:30 | 16:07 |
| ・15日 | 戸浜 | 広駅 | 14:00 | 16:55 |

◆ 8月8日(月) 09:30～ 松山市白石鼻

連絡・問合せ先：大野恭子 090-8283-7018

余談ですが……

「海域公園」 4月3日のオンライン講座

で、参加者から「海域公園」が話題として提供された。▼海域公園は自然公園法で定義されている。もとは「海中公園」。09年の法改正10年4月1日施行で海域公園となった。▼サンゴ礁、藻場に加え干潟、岩礁帯、陸域と一体の豊かな景観、生態系豊かな海域が対象とされ、埋立て・干拓、汚水排出などに、許可が必要と定められている。▼事細かな規制を列記し如何にも強力な法に見えるが、運用は時の政権の裁量次第か。えてして自然公園法より民法の財産権が優先される。▼海中には私有権は及ばないが、環境保全に活かせるか。行政の裁量任せの運用でははたして・・・活かしていくためには市民の監視が欠かせない。

(事務局長・松本宣崇 2022.6.9記)

環瀬戸 第33回総会 in 今治市波方 のご案内

自然を壊す残土・産廃処分場 ～公災害の実態と法的課題～

- ◆ 日時：7月16日（土）～17日（日）
- ◆ 会場：西浦公民館（今治市波方町）・大西公民館（同市大西町）

・・・ <スケジュール> ・・・

☆ 7月16日（第一日）

- 12：15 集合・JR今治駅改札 マイクロバスで波方町に移動
- 12：45～ 波方町西浦の残土処分場計画現地見学
- 13：45～ 西浦公民館で地元住民との交流
- 14：45～ 西浦海岸で海岸生物調査
- 16：00～ マイクロバスで宿泊先東予国民休暇村に移動
- 17：00～ 東予国民休暇村にチェックイン 夕食と懇親会

☆ 7月17日（第二日）

- 09：00～ マイクロバスで今治市大西公民館に移動（09：45着）
- 10：00～ 環瀬戸第33回総会 12：00～ 昼食
- 13：00～ 第33回総会記念講演学習会 （16：30終了予定）

テーマ「自然を壊す残土・産廃処分場～公災害の実態と法的課題～」

講師 藤原 寿和（ふじわらとしかず）さん

（廃棄物処分場問題全国ネットワーク共同代表 残土・産廃問題ネットワーク・ちば代表）

コーディネーター 末田 一秀（すえだかずひで）さん（環瀬戸内海会議副代表）

終了後、マイクロバスでJR今治駅に移動（17：45着予定）

・・・ <参加費用> ・・・

- 参加費 1000円（資料代含む） 懇親会費 5000円
- 宿泊費 12000円（宿泊朝食付き）

コロナ感染が続き、環瀬戸総会も二年、やむを得ずオンライン開催でした。
今、第33回総会は波方地域の皆様のご協力を得て、今治市波方を会場に、三年ぶりにリアル開催します。
ぜひ、ご参加を。



2022年度会費のお願い
年会費（一口）個人 4,000円 団体 10,000円 — 何口でも可 —
環瀬戸の活動は主に、皆様の年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願いします。
環瀬戸は33年目に入りました。会費のお納めをお願いします。カンパ熱烈大歓迎！

瀬戸内トラストニュース第77号 2022年6月10日／発行責任者 松本宣崇
環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子（愛媛県） 湯浅 一郎（東京都）
Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp
HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>
会費等振込先 郵便振替 口座番号 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで

海岸生物調査のお願い

みんなで見つめる「瀬戸内海」渚の生物ウォッチング
皆さん近くの海岸の健康度をチェックしませんか！

環瀬戸内海会議・瀬戸内法プロジェクトでは、住民による海岸生物調査を2002年度から開始し瀬戸内海全域で実施しています。河川では水性生物の種類でその河の健康度（汚れ具合）をチェックする方法は確立されていますが、海の健康度を海岸生物でチェックすることは殆ど行われていません。この調査の継続的実施は非常に重要な資料となります。

今年も春から夏の大潮の時期に海岸生物一斉調査を予定しています。皆様のご協力で各地での調査の継続をお願いします。

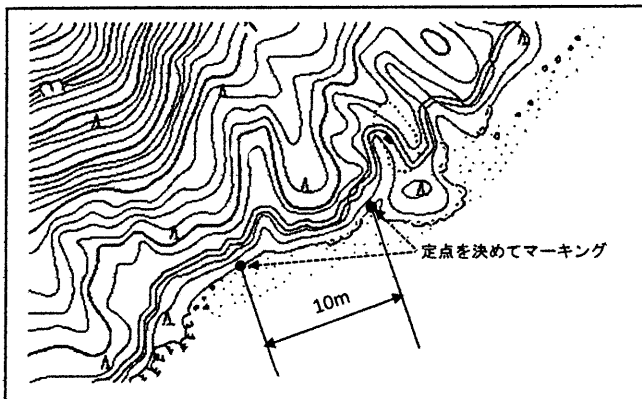
調査日時の決定には、もよりの潮時表を参照してください。

調査方法

① 個体数の調査

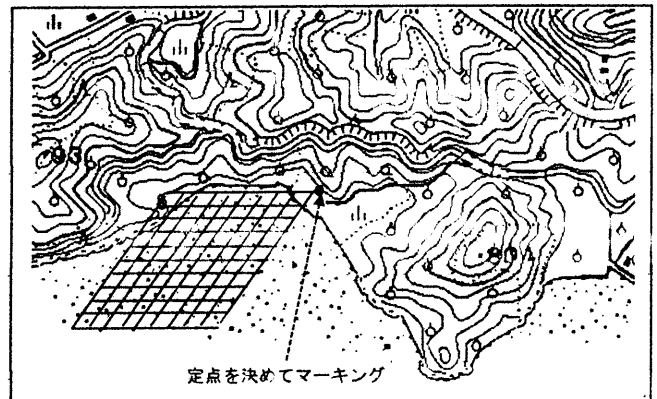
イボニシ・カメノテ

海岸10mの範囲で個体数を数える。



アサリ

調査定点内からランダムに2～3箇所を決めて1㎡内の個体数を平均する。



② 指標生物の確認 次の生物の有無を確認する。

海岸生物：カメノテ、イボニシ、オオヘビガイ、クロフジツボ
マガキ、ケガキ、ムラサキイガイ、ムラサキウニ

海藻：アマモ、アナアオサ

③ その他確認できた海岸生物名をわかる範囲で記入してください。

※調査結果は裏の調査表に記入し、下記の海岸生物調査担当・坂井まで送って下さい。
また、調査地点を記入した地図を添付して頂けると助かります。

送り先

mail : kanseto-cyousa@setonaikai-japan.net

郵送 : 〒 738-0054 広島県廿日市市阿品4丁目21-5

環瀬戸内海会議 海岸生物調査担当 坂井 章

海岸生物調査表(年度)




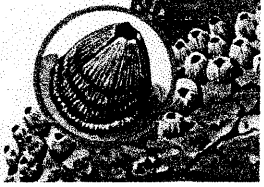



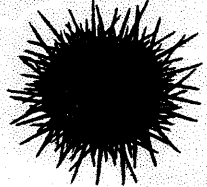

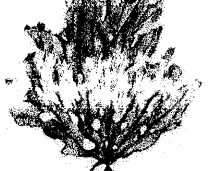
調査日時		調査 責任者	氏名	
調査地点住所			連絡先	
浜、磯の通称		調査人数		

※ 調査地点がわかる地図を添付してください。

個体数の調査(定点での)

	個体数	潮の種類	
カメノテ	(個/10m)	干潮時間	
イボニシ	(個/10m)	潮位	
アサリ	(個/1m ²)	天気	

指標生物の確認(見つけたら多い・少ない・いないのどれかを○で囲む)

カメノテ			イボニシ			オオヘビガイ			クロフジツボ		
大きさ4cm。岩礁帯の割れ目に密集して付着している。			大きさ3cm。潮間帯の岩礁に見られ、殻の口の中が黒っぽい。			大きさは5cm。潮間帯の岩の上につきりついている。			大きさ1cm。岩礁帯についています。		
多い	少ない	いない	多い	少ない	いない	多い	少ない	いない	多い	少ない	いない
											
マガキ			ケガキ			ムラサキイガイ			ムラサキウニ		
大きさ20cm。岩、くい、防波堤などにつく。			大きさ10cm。殻の表面にパイプ状の突起がある。			大きさ8cm。潮間帯の防波堤、岸壁などに群がってつく。			大きさ7cm。各地の岩礁に見られ、トゲは強く表面はなめらか。		
多い	少ない	いない	多い	少ない	いない	多い	少ない	いない	多い	少ない	いない
											
アマモ			アナアオサ			その他の見られた生物及び気付いたこと					
大きさ0.5~1m。沿岸の内湾にみられる。			大きさ20~30cm。潮間帯の下に繁茂し、大小の穴ができる。								
											

《参考》 上記の他に確認できた生物に○を付けてください。

- カニ類 ハクセンシオマネキ、スナガニ、コメツキガニ、イソガニ、オサガニ、マメコブシガニ
- ヒトデ類 アカヒトデ、マヒトデ、イトマキヒトデ、ニホンクモヒトデ
- マキ貝類 タマキビ、スガイ、イシダタミ、コシダカガンガラ
- カサ貝類 マツバガイ、ヒザラガイ、ウノアシガイ
- その他 イソギンチャク類、カサネカンザシ、パフンウニ、カシパン類

環瀬戸内海会議 第33回総会 in 今治市波方 開催要項

自然を壊す残土・産廃処分場～公災害の実態と法的課題～

☆ 日時：2022年7月16日(土)～17日(日)

☆ 会場：西浦公民館(今治市波方町)・大西公民館(同市大西町)

・・・ <スケジュール> ・・・

☆ 7月16日(第一日)

- 12:15 集合・JR今治駅改札 マイクロバスで今治市波方町に移動
- 12:45～ 波方町西浦の残土処分場計画現地見学
- 13:45～ 西浦公民館で地元住民との交流
- 14:45～ 西浦海岸で海岸生物調査
- 16:00～ マイクロバスで宿泊先東予国民休暇村に移動
- 17:00～ 東予国民休暇村にチェックイン 夕食と懇親会



☆ 7月17日(第二日)

- 09:00～ マイクロバスで今治市大西公民館に移動(09:45着)
 - 10:00～ **環瀬戸内海会議第33回総会**
上程議案 ① 2021年度活動報告 ② 2021年度会計報告 ③ 2022～23年度
役員改選 ④ 2022年度事業計画 ⑤ 2022年収支予算案
 - 12:00～ 昼食
 - 13:00～ **第33回総会記念講演学習会** (16:30終了予定)
「自然を壊す残土・産廃処分場～公災害の実態と法的課題～」
講師 藤原 寿和(ふじわらとしかず)さん
(廃棄物処分場問題全国ネットワーク共同代表 残土・産廃問題ネットワーク・ちば代表)
コーディネーター 末田 一秀(すえだかずひで)さん(環瀬戸内海会議副代表)
- 終了後、マイクロバスでJR今治駅に移動(17:45着)

・・・ ☆ 参加費用 ・・・

- 参加費 1000円 懇親会費 5000円
- 宿泊費 12000円(一泊朝食付き)

参加ご希望の方は、裏面の参加申込書各欄に○印を付けて7月1日必着で、環瀬戸内海会議事務局までお申し込み下さい。FAX、Eメール、郵送、いずれかをお願いします。

なお、お支払いは、講演会場受付で受領させていただきます。

申込先 環瀬戸内海会議 事務局

参加申込書は裏面にあります

事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野318-114 松本方
TEL・FAX 086-243-2927 Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp
Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp



第33回総会は、「波方地域の環境を守る会」の協力を得て開催します。

環瀬戸内海会議第33回総会会場周辺案内



*** 16日の昼食は各自済ませるか、弁当持参でご参加下さい ***

環瀬戸内海会議第33回総会参加申込書

空欄に○印をつけ、合計金額を記入してください

参加費	懇親会費	宿泊費	合計
1,000円	5,000円	12,000円	

* 宿泊される方、懇親会が夕食を兼ねることになります。

お名前 _____

ご住所 _____

TEL _____ FAX _____

Eメール _____ @ _____

ご来場の交通手段 (JR等公共交通 自家用車) どちらかに○を